



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2008.9.22

No. 32 - 12

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会  
〒144-0043  
東京都大田区羽田5 - 11 - 4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274  
E-mail:office30@alpajapan.org

## 日航 907 便事故裁判の 慎重かつ公正な審理を求める署名 (全運輸 / 日乗連の両方) にご協力を!

すでに日乗連ニュースでもお知らせしているとおり、2001年1月31日に発生した日航機ニアミス事故に関わる管制官二名は、二審の東京高等裁判所にて業務上過失傷害罪の有罪判決を受け、現在最高裁への上告手続きに入っています。

日乗連は、この有罪判決が確定した場合、航空の安全を確保することに大きな障害が出るばかりでなく、日本の航空事故調査を正す運動にとっても重大な影響が出ると考えています。

さらに、高裁判決は、「管制官はTCASの発生を予見できた」「正しい管制指示とTCAS RAの指示方向とは矛盾しない」など、科学的に認めることの出来ない記述が散見され、無理に有罪という結論に結び付けたかのような印象が強く残る内容となっています。

**最高裁にこの判決の不当性を認めさせるには、運航乗務員の意見が何よりも大きい要素となります。**また、IFALPAなどを通じた国際的な運動の重要性も指摘されています。

すでにこの裁判をめぐる運動では、全運輸（全運輸労働組合＝管制官の所属する組合）による一般署名も開始されています。日乗連として、この全運輸による署名にも協力していくことはすでに決定していますが、さらに、運航乗務員としての所属を明らかにした署名についても取り組むことにしました。運航乗務員が一般署名の中に埋もれる形とは別に、**その存在を強調することは、最高裁へのアピールとして有効である**と考えるからです。

日乗連加盟の皆様には、全運輸が取りまとめている一般署名にもご家族友人を含め積極的に協力していただくとともに、裏面記載の「所属組合を明確にした日乗連署名」を全乗員の意志として最高裁に届けるべく、併せて取り組んでいただきたく思います。なお回収は各乗員組合経由もしくは日乗連へ直接でもかまいません。最高裁の門戸を開くために10月31日までに多くの署名を集めたいと思います。

< 裏面は日乗連署名用紙 >



最高裁判所 第一小法廷 御中

## 日航 907 便事故裁判の慎重かつ公正な審理を求める署名

貴裁判所において、国土交通省東京航空交通管制部所属の 2 名（訓練監督者と訓練生）の航空管制官が、2001 年 1 月 31 日に発生した日本航空 907 便（同社 958 便との接近）の航空事故に関し、業務上過失致傷罪の被告として審理されています。

一審の東京地裁における審理では、裁判官自ら東京管制部の視察検証を行うとともに、科学的に証拠の検討を行い、2006 年 3 月 20 日、管制官両名に対し無罪判決を言い渡しました。

この一審判決は、私たち運航乗務員の目から見ても、誠に科学的であり、同種事故の再発防止にも繋がる、社会的にも評価されるべき判決だと考えています。

二審の東京高裁の審理では、毎回多くの国民やマスコミが傍聴するなか、検察は公判で何一つ立証できず、逆に全ての証人が弁護側の理論を裏付けました。しかし、東京高裁は管制部や実際の航空機などの現場を見ようともせず、また証人の意図した内容とは明らかに異なる解釈を行うなど、不合理な論旨によって一審判決を破棄し、有罪判決を言い渡しました。

控訴審判決は私たち運航乗務員の立場から見ると、明らかに非科学的で誤った判断によるものと言わざるを得ません。例えば、TCAS（衝突防止装置）の作動について控訴審判決は、TCAS がいつ、どのように作動するか管制官が予見出来たとしています。しかしそれは私たち運航乗務員でさえ TCAS の作動は予測困難であり、また TCAS の作動は管制官に自動的に通報される仕組みにはなっておらず、管制官が予見することは不可能です。また、「正しい管制指示」と TCAS の回避指示とは矛盾しない、という全く科学的に理解しがたい論理が判決で展開されています。

警察や検察官の主張のみを採用し、証言から明らかになった事実を意図的に無視した判決を出す事は、民主的な司法と社会正義に明らかに反するものです。重大な事実誤認を犯したままの控訴審判決が確定すると、今後の航空の安全に大きな障害となり社会的影響は計り知れないものとなります。

私たち、航空機の安全運航に直接関わる運航乗務員は、民主国家日本における司法の最高機関である貴裁判所が、私たちが無罪と信ずる両管制官の主張に十分耳を傾け、科学的で慎重かつ公正な審理を行われるよう要請するものであります。

氏名	所属組合	住所

署名とりまとめ団体 有限責任中間法人 日本乗員組合連絡会議（略称：日乗連）

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4 フェニックスビル

TEL: 03-5705-2770 FAX: 03-5705-3274

E-mail: office30@alpajapan.org